

# 高知大学動物実験管理規則

平成 19 年 4 月 11 日  
規則 第 1 号

最終改正 平成 27 年 5 月 13 日規則第 5 号

## 第 1 章 総則

(趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号）及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）その他の法令等に定めがあるもののほか、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施方法について必要な事項を定める。

2 動物実験等を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段であることから、動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3 R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 第 5 号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（24時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の下で、実験動物及び施設等を管理する部局長をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。
- (14) 部局長 各学部長、各専攻長及び各学内共同教育研究施設長をいう。

## 第2章 適用範囲

### （適用範囲）

第3条 この規則は、本学において教育・研究等のために実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

## 第3章 学長の責務

### （責務）

第3条の2 学長は、本学における動物実験等に関する最終的な責任を負うものとする。

- 2 学長は、動物実験等に関する動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設の承認、実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価・検証、情報公開を行うとと

もに、その他動物実験等の適正な実施に努めるものとする。

#### 第4章 組織

(動物実験委員会及び動物実験自己点検・自己評価委員会)

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、高知大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

2 学長は、本学における実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等について、法、飼養保管基準、基本指針、その他の法令、本規則等との適合性に関して自己点検・自己評価、報告又は助言並びに情報公開を行う組織として、高知大学動物実験自己点検・自己評価委員会（以下「自己点検・自己評価委員会」という。）を置く。

3 前2項に規定する動物実験委員会及び自己点検・自己評価委員会に関する事項は、別に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第5条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書（様式1）を部局長を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、発癌実験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- (6) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等を行う場合は、安全確保に必要な適切な施設や設備について検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、動物実験委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験計画書の申請は、最長3年度間とする。複数年度にわたる実験を行う動物実験責任者は、年度ごとに様式1により更新申請及び動物実験の成果報告を行わなければならない。

(実験操作)

第6条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、特に次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
  - ハ 適切な術後管理
  - ニ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連規則等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全確保のための適切な施設や設備を使用して実施すること。
- (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は追加をしようとするときは、動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式2）を部局長を経由して学長に提出し、承認を受けなければならない。また、実験が終了又は中止したときは、動物実験結果報告書（様式3）を部局長を経由して学長に提出しなければならない。

## 第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第7条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の動物飼養保管施設設置承認申請書（様式4）を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された飼養保管施設を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。
- 3 管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を実施させてはならない。

(飼養保管施設の要件)

第8条 飼養保管施設は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第9条 飼養保管施設以外において、動物実験等を行なうための実験室を設置（変更を含む。）する場合、管理者が所定の実験室設置承認申請書（様式5）を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定する。
- 3 管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（24時間以内の一時的保管を含む。）を実施させてはならない。

(実験室の要件)

第10条 実験室は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第11条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第12条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届（様式6）を学長に届け出なければならない。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施

設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第6章 実験動物の飼養及び保管

(標準操作手順の作成と周知)

第13条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養保管マニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第15条 管理者等は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するよう努めなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に対して必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組合せを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整理、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第20条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第21条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

## 第7章 安全管理

(危害防止)

第22条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対し、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第23条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

## 第8章 教育訓練

(教育訓練)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本規則等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
  - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

## 第9章 自己点検・自己評価・検証等

(自己点検・自己評価・検証等)

第25条 学長は、自己点検・自己評価委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・自己評価を行わせなければならない。

- 2 自己点検・自己評価委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・自己評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 自己点検・自己評価委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者等に、自己点検・自己評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・自己評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 5 学長は、2人以上の本学教職員から実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等について問題を提起された場合には、動物実験委員会に事実関係を調査させ、その結果に基づいて、該当者に改善又は中止を勧告することができる。

## 第10章 情報公開

(情報公開)

第26条 本学における動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規則、実験動物の飼養保管状況、自己点検・自己評価、検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表する。

## 第11章 補則

(準用)

第27条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めなければならない。

(適用除外)

第28条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規則を適用しない。

- 2 本学教育学部附属の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校における教育を目的とした動物の飼養又は保管については、本規則は適用しない。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、動物実験等又は実験動物に関し必要な事項は、学



長が別に定める。

附 則

- 1 本規則は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 高知大学医学部動物実験指針及び高知大学医学部動物実験委員会規則並びに高知大学農学部における動物実験に関する指針及び高知大学農学部動物実験委員会規則は、廃止する。

附 則（平成 19 年 6 月 18 日規則第 17 号）

この規則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 124 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 13 日規則第 5 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

様式1 (第5条関係)

動物実験計画書

高知大学長 殿

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 年度更新
<input type="checkbox"/> 研究用	<input type="checkbox"/> 教育・訓練 <input type="checkbox"/> その他

提出年月日 年 月 日

課 題 名	
目 的	
成果が自然科学分野・社会等にもたらす貢献	

動物実験責任者 情報	氏 名		フリガナ	
	学系・部門等		教室名等	
	職 名		TEL	
	教育訓練受講	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	E-mail	@kochi-u.ac.jp		

動物実験実施者及び飼養者 有 無 (有の場合は下の欄に必ず記入)

氏名	部門・教室名等	職名	教育訓練受講	
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

実 施 期 間	承認後 年 月末まで
注1：最長期間は3年度間とし、年度毎に更新を行う。	

実験動物の 飼養保管施設	<input type="checkbox"/> 総合研究センター (動物実験施設)		
	<input type="checkbox"/> その他	(学部等・教室名等) ( )	承認番号 ( )
動物実験実施場所	<input type="checkbox"/> 総合研究センター (動物実験施設)		
	<input type="checkbox"/> その他	(学部等・教室名等) ( )	承認番号 ( )

年度内に使用する予定の実験動物種及び使用数等					
動物種	系 統	性 別	匹数	微生物学的品質	自家繁殖、購入業者名、 導入機関名等
		<input type="checkbox"/> ♂ <input type="checkbox"/> ♀		<input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> Conv.	
		<input type="checkbox"/> ♂ <input type="checkbox"/> ♀		<input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> Conv.	
		<input type="checkbox"/> ♂ <input type="checkbox"/> ♀		<input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> Conv.	
		<input type="checkbox"/> ♂ <input type="checkbox"/> ♀		<input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> Conv.	

		<input type="checkbox"/> ♂ <input type="checkbox"/> ♀		<input type="checkbox"/> SPF <input type="checkbox"/> Conv.	
--	--	---	--	---	--

**実験方法**

1. 「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性を持たせ、以下の点に注意して具体的かつ詳細に記載すること。
  - ・ 使用動物数の根拠（実験群、匹数／群、繰返し実験の回数等）を記載すること。
  - ・ 動物に加える処置、麻酔薬・試料等の投与・接種並びに採血方法（薬剤・薬品・試料等、部位、量／回、回数、間隔、期間等）を記載すること。
  - ・ 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、発癌実験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を記載すること。
2. 実験方法に関して変更申請する場合は、承認済み計画書の承認番号、変更点・変更理由が分かるように記載すること。
3. 年度更新時は、前年度の成果及び該当年度内の実験計画（方法）を具体的に記載すること。

**初年度実施計画（方法）**

- 【実験の内容と方法】：  
 【実験群と匹数根拠】：  
 【その他】：

年度更新時の記入欄(1)	
前年度の承認番号	
前年度の成果	
2年度目の実施計画（方法）	
年度更新時の記入欄(2)	
前年度の承認番号	
前年度の成果	
最終年度の実施計画（方法）	

**動物実験の必要理由（選択項目をチェック）**

1. 動物実験に替わる手段がなかった。  
 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。  
 3. その他（具体的に記入： \_\_\_\_\_）

**特殊実験区分（該当項目を全てチェック）**

1. 感染実験 安全度分類： BSL1 BSL2 BSL3  
 2. 遺伝子組換え動物使用・遺伝子組換え体接種実験  
 拡散防止区分 遺伝子組換え実験計画書承認番号  
 (1) P1A P2A P3A

	(2) <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A (3) <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A (4) <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A
<input type="checkbox"/>	3 - a) 放射性同位元素使用実験 核種 ( )
<input type="checkbox"/>	3 - b) 放射線照射装置使用実験 使用装置： <input type="checkbox"/> γ線照射装置 <input type="checkbox"/> X線 CT <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入： )
<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属実験 (投与物質： ) (安全対策： )

想定される苦痛のカテゴリー (選択項目をチェック)

- B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど又は全く不快感を与えないと思われる実験
- C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み (短時間持続するもの) を伴うと思われる実験
- D. 脊椎動物を用い、動物に対して回避できない重度のストレス又は痛み (長時間持続するもの) を伴うと思われる実験
- E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い、又はそれ以上の痛みを与えられると思われる実験

動物の苦痛軽減・排除の方法 (当該項目を全てチェック)

1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。(具体的薬剤名： )
4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。(実験方法欄に具体的に記載のこと。)  
(実験方法を具体的に記載すること。)
5. その他 (具体的に記入： )

安楽死方法 (当該項目を全てチェック)

1. 麻酔薬などの使用 (具体的薬剤名、投与量、経路を記入： )
2. 炭酸ガス
3. 中枢破壊 (具体的に記入： )
4. 安楽死させない (その理由： )

動物死体の処理方法 (選択項目をチェック)

1. 動物実験施設を介して外部業者に委託
2. その他 (具体的に記入： )

審査に際しての参考事項・文献等

--

委員会 記入欄	一次審査の意見（添付意見を参考に計画書を修正し、再申請してください。）  一次審査終了： 年 月 日
	二次審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、高知大学動物実験管理規則等に適合する。 （添付意見）  <input type="checkbox"/> 本実験計画は、高知大学動物実験管理規則等に適合しない。 審査終了： 年 月 日

学長 記載欄	<input type="checkbox"/> 本実験計画を承認します。 承認番号（第 号） （添付意見）
	<input type="checkbox"/> 本実験計画は、高知大学動物実験管理規則等に適合しないので、承認できません。  年 月 日 高知大学長

部局等の事務処理欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	

事務局記入欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	

様式2 (第6条関係)

動物実験計画 (変更・追加) 承認申請書

申請年月日 年 月 日

高知大学長 殿

動物実験責任者

所属:

職名:

氏名:

印

承認番号 の動物実験計画を下記のとおり変更・追加したいので承認願います。

記

変更・追加等の理由 (実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は遺伝子組換え実験委員会の承認を得て承認番号を記載すること。)

--

1. 動物実験実施者 (動物実験責任者を除く。) 及び飼養者の変更・追加					
1) 変更になる動物実験実施者及び飼養者					
氏名	部門・教室名等		理由		
2) 追加される動物実験実施者及び飼養者 (選択項目をチェック、欄が不足する場合は追加)					
氏名	部門・教室名等		職名	教育訓練受講	
				□有 □無	
				□有 □無	
				□有 □無	
2. 追加する実験動物種及び使用数等					
動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	自家繁殖、購入業者名、導入機関名等
実験実施期間の変更 (最長変更年度の期間は申請時から3年度間まで)					
承認時	承認後 ~ 年 月		変更後	承認後 ~ 年 月	
3. その他					

委員会 記入欄	<input type="checkbox"/> 本申請は、高知大学動物実験管理規則等に適合する。 (添付意見)  <input type="checkbox"/> 本申請は、高知大学動物実験管理規則等に適合しない。 審査終了：      年    月    日
------------	---

学長 記載欄	<input type="checkbox"/> 本申請を承認します。      承認番号 (第      号) (添付意見)  <input type="checkbox"/> 本申請は、高知大学動物実験管理規則等に適合しないので、承認できません。 年    月    日 高知大学長
-----------	--

部局等の事務処理欄			
受付日	年    月    日	受付者：	受付番号：
処理日	年    月    日	処理者：	

事務局記入欄			
受付日	年    月    日	受付者：	受付番号：
処理日	年    月    日	処理者：	

様式3（第6条関係）

動物実験結果報告書

報告年月日 年 月 日

高知大学長 殿

動物実験実施責任者

所 属 :

氏 名 :

印

連絡先 :

高知大学動物実験管理規則第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

承認番号		
課題名		
実験の結果（該当項目にチェックし、その概要を簡潔に記述）		
<input type="checkbox"/> 計画どおり実施	<input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*)	<input type="checkbox"/> 中止
終了・中止の年月日	年 月 日	
実験動物の処分年月日	年 月 日	
動物を処分しない場合は、その理由		
(結果の概要)		
成果（予定を含む。）（得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載）		
特記事項		

\*：変更届が提出されていること

部局等の事務処理欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	

事務局記入欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	



様式4 (第7条関係)

動物飼養保管施設設置承認申請書

申請年月日 年 月 日

高知大学長 殿

申請部局

部局名：

部局長氏名：

印

高知大学動物実験管理規則第7条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について施設の位置を示す地図、施設の平面図を添えて申請します。

記

飼養保管施設の名称 (教室名・部屋名等)					
主任者名	印	職名		TEL	

飼養保管施設の管理体制					
実験動物 管理者	氏名		職名		TEL
	関連資格		経験年数		
飼養者 (行が不足する場合は追加すること。)					
氏名	所属	職名	関連資格	経験年数	

施設の概要
1. 建物の構造 (例：鉄筋コンクリート造○○㎡)
2. 空調設備 (例：温湿度制御、換気回数等)
3. 飼養保管する実験動物種
4. 飼養保管設備 (飼育ケージ、規格、最大収容数等)
5. 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)
6. 衛生設備 (洗浄、消毒・滅菌等の設備)
7. 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
特記事項

委員会記入欄	
調査月日	年 月 日
調査結果	<input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は、高知大学動物実験管理規則に適合する。 <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は、改善後、使用開始すること。 (条件等)  <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は、高知大学動物実験管理規則に適合しない。 その他意見等

学長承認欄
<input type="checkbox"/> 本申請を承認します。 <input type="checkbox"/> 本申請は、以下に指摘された点を改善後、実験動物等を飼養することを承認します。 (条件)
承認番号 第 号 年 月 日 高知大学長

部局等の事務処理欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	

事務局記入欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	

様式5（第9条関係）

実験室設置承認申請書

申請年月日 年 月 日

高知大学長 殿

申請部局

部局名：

部局長氏名：

印

高知大学動物実験管理規則第9条の規定に基づき、動物実験用に下記の実験室設置の承認について申請します。

なお、実験室の位置を示す地図、施設の平面図を添付します。

記

実験室の名称及び管理体制					
教室名等		実験室名等			
主任者名		印	職名	TEL	
実験室の概要					
1. 実験室の構造（例：鉄筋コンクリート造○○㎡）					
2. 空調設備（例：温湿度制御、換気回数等）					
3. 実験に使用する動物種					
4. 実験設備（特殊装置の有無等）					
5. 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など。特に遺伝子組換え動物を使用する場合は必須）					
6. 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策					
7. その他特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）					
委員会記入欄					
調査月日	年 月 日				
調査結果	<input type="checkbox"/> 申請された実験室は、高知大学動物実験管理規則に適合する。 <input type="checkbox"/> 申請された実験室は、改善後、使用開始すること。 （条件等）  <input type="checkbox"/> 申請された実験室は、高知大学動物実験管理規則に適合しない。 その他意見等				

学長承認欄
-------

本申請を承認します。

本申請は、以下に指摘された点を改善後、使用開始することを承認します。  
(条件)

承認番号 第 号

年 月 日

高知大学長

部局等の事務処理欄			
-----------	--	--	--

受付日	年 月 日	受付者 :	受付番号 :
-----	-------	-------	--------

処理日	年 月 日	処理者 :	
-----	-------	-------	--

事務局記入欄			
--------	--	--	--

受付日	年 月 日	受付者 :	受付番号 :
-----	-------	-------	--------

処理日	年 月 日	処理者 :	
-----	-------	-------	--

様式6（第12条関係）

施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届

申請年月日 年 月 日

高知大学長 殿

申請部局

部局名：

部局長氏名：

印

高知大学動物実験管理規則第12条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

飼養保管施設又は実験室の名称			
主任者名	印	職名	Tel
設置承認番号 ( )			
廃止する年月日	年 月 日		
廃止後の利用予定			
廃止時に残存した飼養保管動物の措置（施設の場合のみ記載）			
残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
有の場合の措置			
特記事項			

委員会記入欄	
調査月日	年 月 日
調査結果	

学長承認欄
<input type="checkbox"/> 廃止届を受理します。 <input type="checkbox"/> 廃止に当たって、以下に記載する処置を行ってください。
年 月 日 高知大学長

部局等の事務処理欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	

事務局記入欄			
受付日	年 月 日	受付者：	受付番号：
処理日	年 月 日	処理者：	